



新庁舎は高砂町に

消防本部15日(正午)に移転 施設充実でグリーンとスピードアップ

昨年から進められてきた高砂出張所の改築も終り、いよいよ今月十五日には留萌消防組合本部、同組合消防署などの移転が行なわれます。移転先は高砂出張所あと(旧北農会館・上図参照)で、消防施設の集約を図り、火災、救急などのスピードアップが図られます

一億二千万円をかけ、新消防庁舎としての施設づくりを進めていたものです。

新庁舎は、通称高砂町(大字留萌)村字留萌一五九〇番地、敷地面積約四千平方メートル、建物面積約千四百平方メートル、鉄筋二階建。

一階には消防署関係が入り、事務室、通信室、仮眠室、また六百五十三平方メートルの車庫、ホース乾燥室、高圧ガス製造所などが配置されています。

また、二階は主として消防組合本部が入り、事務室をはじめ会議室、訓練室などが配置されています。

新庁舎に入る機関は、留萌消防組合消防本部・同消防組合留萌消防署、同組合留萌消防団、留萌消防団第二分団が入ります。

さらに充実する 施設・活動も増強

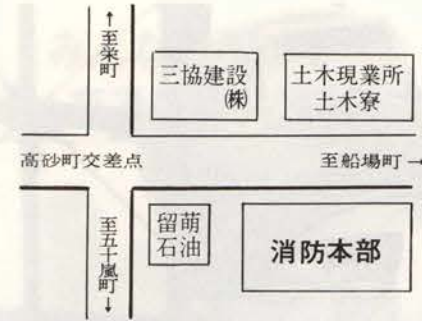
では、新庁舎移転とともに、私たちの生命と財産を預る消防行政の現況にふれてみましょう。

機動力の主力である自動車類については、現在、消防ポンプ自動車等七輛、救急車二輛、その他の車輛を合すると、全部で十七輛が配置され、緊急災害、火災等に立向かいます。

さらに、通信施設としては混乱をさけるため回線の増設を図っています。

一九九番を三回線とし、同録音回線も三回線とし、録音テープで自動的に答える「自動応答器」を導入したほか、火災救急照会等サービス電話回線五回線(☎(3)三〇〇〇番)、緊急指令回線四回線(

新消防庁舎の位置図



15日正午から
新庁舎で始動

留萌消防組合本部や同消防署は市役所庁舎と併置され、昭和三十七年に建設されたものですが、その後、市庁舎の狭あいと、消防機器類の充足によって、消防庁舎そのものが狭あいとなり、年ごとにその機能的な整備の見直しを図ってきました。

このため、市庁舎との分離を図り高砂出張所(旧北農会館)へ移転を決定し、昨年九月から総工費約



訓練塔

市議会の動き

第一回臨時議会から

市税条例改正案を可決

電源特別委の構成も決る

昭和五十五年市議会第一回臨時会は、さる四月二十四日招集、会期を一日として開会され、市税条例の一部改正、専決処分などを原案通り可決、承認されました。また、先の定例会で採択されていた「電源開発調査特別委員会」の設置に伴ない委員長、副委員長の選出、分科会などの構成を行ないました。

市税均等割は 千円に改正

▽今臨時会に提案された留萌市税条例の一部改正は、地方税法の改正に伴うもので、改正の主な点は次の事項です。

市税条例の均等割の税率は、市内に住所を有する個人、また市内に事務所、事業所または家屋敷を有する個人で住所を有しない者に對する均等割の税率は、年額千円(従来八百円)とする。

また、所得割の税率に關しても課税総所得額の細分化を図ることとする。

電源特別委員会 委員長に野原氏

また、先の議会(第一回定例会三月十二日招集)会期二十七日までの十六日間)の最終日に決議案として出され可決されていきました。「電源立地調査特別委員会の設置について」は、今臨時会で委員長副委員長、各分科会、調査項目などについて討議され、次の各議員が就任されました。

- ▽第一分科会 主査 佐藤孫吉 副主査 横山 巖 / 委員 野原 忠治 野崎良夫 川崎 忠 加藤 文夫 加藤淳一 児玉信一 居林 重雄 山岸与作 塩谷洋次 勝山 武雄 白鳥勝彦 亀山武勇 田下 一夫の各議員。

- 原忠治 川崎 忠 三上五三郎 居林重雄 遠藤常二 横山 巖 浅石鉄男の各議員。

- ▽第二分科会 主査 遠藤常二 副主査 古野洋介 / 委員 浅海 英雄 村上 勇 小野佐一 高橋 信郎 浅石鉄男 国崎広隆 関野 義巳 大室重一 道 重雄 石井 信祐 手塚由雄 三上五三郎 原 田井二の各議員。

同調査会は、主な調査内容として①安全対策について、②用地・水資源の確保、③港湾機能の整合性、④石炭資源の安定供給、⑤長期総合的な経済効果等の調査にあたります。

今月から税率が1部変わります 均等割税率は1,000円に

市では、先の国会で可決された地方税法の改正に伴ない、市税条例の改正案を4月24日開会の臨時議会に提案原案通り可決されましたが、主な改正点は個人市民税均等割と所得割の税率改正です。

まず、均等割の税率ですが、従来留萌市の均等割は、800円(標準税率では700円から1,000円までの範囲内であったので、この中間を採用していた)でしたが、今回の改正で1,000円(法改正で標準税率が1,000円から1,400円に改正)になりました。

この改正に伴なって、留萌市の均等割税率は、標準税率の最低を採用することになりましたが、市民の負担増を最少限に抑えることに主眼が置かれた訳です。

また、所得割による税率では、左の表のように13段階に改正され、課税総所得金額の引下げを行なうことになり、このため市民一人当りの税負担額が、年間約2,000円増えることとなりました。

所得割による課税率表

30万円以下の金額	100分の2
30万円を超える金額	100分の3
45万円を超える金額	100分の4
70万円を超える金額	100分の5
100万円を超える金額	100分の6
130万円を超える金額	100分の7
230万円を超える金額	100分の8
370万円を超える金額	100分の9
570万円を超える金額	100分の10
950万円を超える金額	100分の11
1,900万円を超える金額	100分の12
2,900万円を超える金額	100分の13
4,900万円を超える金額	100分の14

- ▽委員長 野原 忠治
- ▽副委員長 横山 巖
- ▽小委員会 委員長 村上 勇 副委員長 高橋信郎 / 委員 野